

成田市オープンデータに関する指針

令和2年3月

成田市

はじめに

本指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」、「電子行政オープンデータ戦略」および「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより、新たな地域サービスの創設や企業活動の活性化等を図り、市民生活の向上および社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び取組みの方向性を示すものである。

第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1. 定義

本指針におけるオープンデータとは、本市が保有する公的データのうち、機械判読（※1）可能な形式として、インターネットを通じて、営利・非営利問わず、無償で誰もが二次利用（※2）可能な形で公開するデータとする。

2. オープンデータ推進の意義

（1）行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

（2）市民の行政活動への参加・地域における課題解決

オープンデータとして公開することで、行政と市民がさまざまな公的データを共有することにより、本市の課題を行政と市民が協働して解決するための基礎のひとつとなることが期待される。また、民間事業者等が保有する技術やデータと組み合わせることで、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供する企業活動等の活性化に寄与する。

（3）行政における業務の高度化・効率化

既存の行政サービスに加えて、オープンデータの公開により、民間事業者等が提供するサービス等に創意工夫を活かした効果的かつ効率的な公共サービスの創出を促進することができ、より高度な行政サービスを市民に提供することが可能となる。さらに、これまでは個々の要望により公開していた情報等を積極的にオープンデータとして提供することにより、当該請求に係る双方の事務コストの削減を図り、市民の利便性の向上及び業務の効率化が図られる。

（4）経済活動の活発化

民間事業者等がオープンデータを様々な分野で活用することにより、新た

なサービスの創出や企業活動の効率化等が促進され、市内経済の活性化に寄与する。

3. 基本原則

- (1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 取組可能な公的データから速やかに着手し、データ公開の実績を蓄積する。
- (3) 可能な限り、機械判読に適した形式で公開する。
- (4) 営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を促進する。
- (5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。

4. 推進体制

オープンデータへの取組みは全庁的な体制によって推進する。また、情報管理主管課は、各部局が自らの課題として考えるよう、情報化推進リーダーを中心に全庁的な普及及び理解を図るため、職員に対し研修等を実施する。

5. 本指針の改訂

本指針の内容は、今後の国における動向、検討および技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

第2章 オープンデータの推進に関する具体的な取組の方向性

1. オープンデータを公開するための基盤整備

利用者の利便性を高めるため、オープンデータ化された情報を一元的に本市ホームページで公開する。また、国や他の地方自治体等の事例を参考にし、共通的な機能・利用ルールを取り入れる等、利用者に配慮したデータカタログサイト(※3)の整備に努めるものとする。

2. オープンデータの対象となる情報の選定

(1) 対象範囲

本市が保有する公的データについては官民共有の財産であるという考えのもと、現在ホームページで公開しているデータを優先してオープンデータ化し、公開していないデータについても、ニーズや労力その他のコストを考慮した上で順次オープンデータ化する。

ただし、以下に該当するデータは対象外とする。

- (ア) 個人情報・機密情報が含まれオープンデータ化が困難なデータ。

- (イ) 第三者の権利を侵害する恐れのあるデータ（当該第三者から許諾を得たものを除く）。
 - (ウ) 法や条例の定めにより二次利用が制限されているデータ。
 - (エ) 上記（ア）～（ウ）以外で、成田市情報公開条例（平成17年条例第52号）第7条の各号で規定されている情報が含まれるデータ。
- (2) 重点項目
- 以下に掲げる情報については、積極的にオープンデータ化を検討する。
 - (ア) 統計・防災・減災に関する情報。
 - (イ) 公文書開示請求や問い合わせが多いなどの市民ニーズが高い情報。

第3章 オープンデータ公開のルール

1. 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータとして公開するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV（※4）等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF（※5）等）等での提供を検討する。

なお、公的データの積極的公開を図る観点から、当分の間は、従来のデータ形式による公開を妨げない。

2. オープンデータとして提供した情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報については、二次利用を制限することに具体的かつ合理的な理由のあるデータを除き、二次利用を認めることとする。

二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（※6）を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY（※7）」となるよう検討し、著作権法及び関係法令の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり加工利用の制限はないことを明示する。

3. 個人・法人・団体等の第三者から取得した情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの一部あるいはすべてに第三者から取得

した情報が含まれる場合に、当該情報のオープンデータ化が当該情報提供者または第三者の利害に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合には、オープンデータとして公開することの可否及びその利用範囲、取扱条件等について、当該情報を提供した第三者の意見を聴くものとする。

ただし、情報を提供した第三者の判断にかかわらず、本市において公開することが適当でないと判断した場合は、その公開の範囲および利用条件を制限できる。

4. 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、公開情報を二次利用して作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

第4章 利活用推進のための取組

1. 利活用推進のための支援

市民や民間事業者等から利活用の提案等があった場合には、必要に応じて各部局が連携し、その趣旨、内容について対応の可否を検討した上で、可能な限り当該要望を踏まえた取組みを進められるよう努める。

2. 市民等によるオープンデータ活用事例の紹介

市民や民間事業者等の利用者のニーズの把握に努めるとともに、市民等が本市のオープンデータを用いてアプリやサービス等を創出した場合は、その活用事例について本市のホームページ等で積極的に紹介する。

3. 先進事例の情報収集

オープンデータの利活用推進に役立つ優れた活用事例を積極的に収集し、本市においてもその事例に基づいた取組みが有効と考えられるものについては、積極的に展開する。

附 則

この指針は、令和2年3月31日から施行する。

※1 機械判読

コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの再利用ができること。

※2 二次利用

情報や資料等を引用・転載・加工等を行うなどして利用すること。

※3 データカタログサイト

二次利用が可能な公共データの案内・横断的検索を目的としたオープンデータの検索機能を備えたポータルサイトのこと

※4 CSV

Comma Separated Valuesの略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い




※5 RDF

Resource Description Frameworkの略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

※6 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするためのパブリック・ライセンスの一つで、国際的に利用されている。ライセンスは6種類あり、「商業利用を許可するか（許可/不許可）」、「改変を許可するか（許可/不許可/許可するが同一ルール利用）」の2つの利用条件の組み合わせで構成されている。

【ライセンスの種類と概要】

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-NC-ND	必須	許可	許可しない
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。
	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが、改変されてできた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。

※7 CC-BY

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利・非営利を問わず自由にデータを改変、複製、再配布することができる。